

相関者としての超越論的対象と物自体

香 川 豊

Transcendental Object as Correlate and Thing-in-itself

KAGAWA Yutaka

Abstract : Appearances, since they are ideas, are thus referred to ‘something’. This ‘something’ is described as the transcendental object. In the Transcendental Deduction, it can only be a correlate to the unity of apperception. The object to which I relate appearances is always the transcendental object. As Kant says, the transcendental object in this sense, can not be separated from sensuous data, and then reduces it, so far as it can be known, to the necessary synthetic unity of the appearances themselves. But the very word ‘appearance’ implies a reference to ‘something’ in itself, that is, to an object independent of our sensibility. This at least leaves it an open question whether the transcendental object may not be a thing-in-itself. We must make clear to ourselves what we mean by the expression of ‘something’ in itself. It is a problem in this paper.

『純粋理性批判』において超越論的対象は必ずしも一義的に語られていないように思う。

ここでは統覚の統一の相関者とみなされる超越論的対象がはたして物自体とみなされるかどうかを中心に、超越論的対象の概念を検討したい。

I

カントは『純粋理性批判』第一版・カテゴリーの超越論的演繹論において認識の対象について次のように語っている。

「いったい諸表象の対象という表現において何が意味されているのであろうか。……

現象自身は感性的表象以上の何ものでもない。感性的な表象はそれ自身では、まさに感性的表象様式においては、対象（表象力の外にある）とみなされてはならない。人がその認識に対応した、したがってまた認識と区別された対象について語るとき、いったいなにを意味するのであろうか。」(A 104)

カントは、認識がそれとの関係で相互に合致しなければならない対象を問題にしなが、その対象が表象

力の外にあると考えられる限り、それは「或もの一般=X」(A 104)としてしか思惟されえない対象であるが、しかしそれが同時に、そこにおいて認識が相互に合致しなければならない対象とみなされる限り、「われわれの認識があてずっぽうにあるいは任意に規定されることに逆らい、むしろア・プリオリにある仕方で規定されているようにするもの」(A 104)とみなされていると述べている。換言すれば認識は「対象についての概念をなすような統一」(A 105)をもたなければならぬのである。「しかし明らかなのは、われわれはわれわれの諸表象の多様なもののみに関わり、それらの表象に対応するあの X (対象) は、あらゆるわれわれの表象とは区別されたものである限り、われわれにとって何ものでもなく、その対象が必然的ならしめる統一は諸表象の多様なものの総合における意識の形式的統一以外の何ものでもありえない。そこでわれわれは言う、われわれの直観の多様なものうちに総合的統一を生じせしめたとき、われわれは対象を認識すると。しかしこの統一は、もし直観が、その多様なものの再生をア・プリオリに必然的たらしめ、また、この多様なものがそこで合一するひとつの概念を可能にするような、ある規則に従った総合の機能によってもたらされなかったらならば、不可能である。」

(A 105) われわれの直観は神的直観とは異なって、それ自身でその対象を現存在に関して産出し得ないので¹、或るものを対象として認識することを可能にするようなア・プリアリな規定性は、対象が表象を可能にする場合(この場合は単に経験的に、感覚に関して可能である)ではなく、表象が対象を可能になる場合にのみ可能であると考えられている²。こうしてカントの場合、対象が認識との関係で必然的に要求する認識のア・プリアリな規定性は、感性的直観の多様なものをひとつの対象についての概念をなすように総合的に統一するある規則に従った総合の普遍的な機能と統覚の形式的統一へと還元されていくことになる。

「われわれが三角形を対象として思惟するのは、われわれが三本の直線の合成を、そのような直観がいつでもそれに従って描き出されるような規則に従って意識することによってである。ところでこの規則の統一性はあらゆる多様なものを規定し、それを統覚の統一を可能にするような制約に制限する。この統一の概念が、私が三角形という前述の述語によって思惟する対象=Xの表象である。」(A 105)

カントは『反省』において、「判断において規定されうるもの、論理的な主語は同時に実在的な客観であり、」しかも「その表象が述語の多様性の総合的統一の根拠を含むような判断の主語が客観である」(6356, Bd. VIII, S. 696)と語るが、統覚の総合的統一によって直観の多様なものが対象の概念をなすような統一へもたらされることによって実在的な客観となるような或るものがここでの対象Xとして語られており、或るもの一般=Xは、すべての判断において主語概念になりうるような或るものであり、判断において規定される或るものということから切り離されて、単なる思惟の対象として一般的に語られているのではない。この対象は何か或るもの以上の何ものでもないとしても、この或るものについての概念がその或るものの直観の総合的統一の必然性を示す限り、現象の多様なものを通して規定されうるものとみなされており、現象する或るものという制限がはずされ語られることはない。もっともカントは対象Xの例としてこの箇所では三角形や物体をとりあげており、個別的な対象として規定される或るものについて語っているようであるが、それはそうした対象についての概念の統一を一般的に可能にするようなア・プリアリな制約を主題化するためであり、個別的な対象認識に一般的に関わる

ア・プリアリな制約(経験一般の可能性の制約)が問われているのである。

ところでカントはこれに続いて、対象についての概念の統一の超越論的根拠として統覚の超越論的統一に言及し、それは「ひとつの経験において常に共存しうる場所のすべての可能な現象から、あらゆるこれらの表象の法則に従った連関を作り出す」もので、「現象を必然的に再生的なものにするばかりでなく、これによってまた現象の直観に対象を、つまり諸現象がそこにおいて必然的に連関付けられるような或るものの概念を規定するような法則に従った、すべての現象の総合の必然的な統一の意識」(A 108)であると語る。そうしてこの〈諸現象がそこにおいて必然的に連関付けられるような或るもの〉が対象一般としては超越論的对象であるといわれる。それは「われわれによってもはや直観されることのない、……非経験的な対象」(A 109)であり、「われわれのすべての認識において実際常に一様である=X」としてしか表象されないような「純粹概念」(A 109)に過ぎないが、しかしそれは「われわれのすべての経験概念一般に対象との関係、すなわち客観的実在性を与えうるもの」(A 109)なのである。そうするとプラウスの言うように超越論的对象は「経験判断が一般に真あるいは偽となり、無意味となったりしないために、経験判断として関係しなければならぬような対象」として「常に自発的かつア・プリアリにあらかじめ企投された」³対象と解しうるようである。こうした対象は「認識の多様なものにおいて見出されなければならぬような統一以外の何ものにも関わらない」(A 109)のであり、認識と超越論的对象との関係は、諸現象が経験において統覚の必然的統一の諸制約に従うということに他ならない。そうすると現象の超越論的对象に対する関係は、経験において現象はすべて統覚の総合的統一の制約に従うという超越論的法則の別様の表現ということになり、超越論的对象は経験における対象性の統一として最終的には統覚の超越論的統一に解消されることになる⁴。超越論的对象についてわれわれの悟性は何も知りえないのであり、それはただ感性的直観における多様なものの統一のために「統覚の統一の相関者」(A 250)として用いることができるのみである。この超越論的对象は決して感性的な与件から切り離されることはない。なぜなら、それらが分離されるなら、それによって超越論的对象が思惟されるであろうものが何も残らないからである⁵。こうした超越論的对象は「それ自体で認識の対象であるのではなく、むしろ対

象一般の概念のもとに現象を表象したものに過ぎない」(A 251)といわれる。かつてハルトマンが指摘したように、『純粹理性批判』のカテゴリーの超越論的演繹論は「経験一般の可能性の諸制約は同時に経験の諸対象の可能性の諸制約である」という同一性の原理に導かれており、「すべての対象の諸制約が同時に経験の諸制約ではなく、むしろ逆に、すべての経験の諸制約が同時に対象の諸制約であるというに過ぎない」のである。「かの諸制約の同一性の限界は同時に対象の認識可能性の限界である。」⁶⁾

ではカントは『純粹理性批判』の第一版のカテゴリーの演繹論でなぜ超越論的対象を語り、第二版ではそれを語らないのであろうか。おそらく第一版演繹論のそれに続く議論の展開から見て、現象と対象(超越論的対象)の関係は対象一般の概念としてのカテゴリーによってア・プリオリに規定されるもので、カテゴリーに従った統覚の総合的統一の働きが自然の統一(超越論的親和性)を可能にする根拠であるということをおそらく述べたためであったと考えられる。このように現象と対象の関係を持ち込みながら自然の合法的連関における統一のア・プリオリな根拠を求めるといふ第一版の議論の方向は、経験そのものというより、むしろ経験の対象としての物の合法則性のア・プリオリな認識の可能性を問うという側面を前面に出すことになり、カント自身が『プロレゴメナ』で述べるように、経験の対象としての自然がそのもとにおいてのみ可能になるア・プリオリな制約を求めるといふその議論の方向は、カントにおいてはすべての経験の制約が同時に対象の制約であり、その逆ではないということが明確に語られているにもかかわらず、その対象認識の限界が誤解され、あたかも物自体としての自然を語りうるかのような思い込みが生じる恐れがある⁷⁾と考えられたからであろう。こうした誤解を受けないため、第二版の演繹論では統覚の統一の相関者として超越論的対象を述べることをやめ、カテゴリーはもっぱら経験における思惟の可能性の制約として語られることになる。

ところで表象(現象)、その対象(超越論的対象)、表象を対象に関係付ける統一作用(統覚の総合的統一)を使つての演繹論の議論が、結局経験の可能性の諸制約への問いに還元されるのなら、超越論的対象はその自体的存在という側面を失うことになりそうである。しかしそれは感性的与件とは不可分であるとしても、現象と同じものではないということから、分析論から弁証論に至る過程でまた別の側面が語られること

になる⁸⁾。

「現象にそれ自体現象でない或るものが対応しなければならぬということは、現象一般の概念からおのおの生じる場所である。なぜなら、現象はそれ自身だけでは、またわれわれの表象様式を他にしては、何ものでもありえず、したがって絶えざる循環が生ずべきでないとしたら、現象という言葉はすでに或るものへの関係を示している。その或るものの直接的な表象はもちろん感性的であるが、しかしこのものは、われわれの感性のこうした性質(われわれの直観の形式がそれに基づいている)がなくても、それ自体においてなお何か或るもの、すなわち感性から独立した対象であるに違いない。」(A 251-252)

われわれの感性的直観は対象の現存在を前提にしており、現象はそれによって自らを告知する(或るものへの関係)を示している。この或るものは自体的に見るならば(感性から独立した対象)として語られうるようなものであり、この或るものをわれわれは現象として認識する。超越論的対象が(対象一般の概念のもとに現象を表象したものに過ぎない)といわれるのはこの感性的なものによって規定されるという側面からである。しかしカントは、われわれの意識の外にある超越的な対象の存在を、たとえそれが何であるかわれわれに未知なものであろうと、認めている。そのような或るものをわれわれは現象として認識すると語るのである。そして現象として対象が経験において主題化されるとともに議論の背後に隠れてしまい、その対象は自体的に主題化されることはないのである。われわれがあえてそれを思惟において表象するなら、それは「或るもの一般についてのまったく未規定な思想」あるいは「感性的直観一般の対象の概念、それゆえすべての現象に対し一様であるような概念」(A 253)に過ぎないのであり、それ自身の認識は語られないのである。第二版で改訂された第一版のノウメノンとフェノメノンの区別をめぐる議論では、ノウメノンはあくまで非感性的直観に対応する対象として語られ、(或るもの一般のまったく未規定な思想)としての超越論的対象はヌーメノンと呼ばれえないといわれる⁹⁾。しかし第二版ではそれは消極的な意味であるにせよノウメノンとして語られることになるのである。

ところで筆者は以前、経験の可能性の諸制約を析出することを通して、経験一般の形式を確定することに

よって、いわば経験の内側から認識を限界付けんとするカントの試みにおいては、超越論的对象は可能的経験の地平として現れるもので、それは現象を因として浮かび上がらせる絶対的な地としての世界地平であると解釈し得ることを示した¹⁰。現在でも経験の内側からする認識の限界設定という視点から見れば、この解釈が有効であると思っている。しかしこの論考では、両版の改訂された部分の超越論的对象の取り扱いの違いから超越論的な対象概念に迫ることにしたい。そうすることによってカントが第二版で残そうとしている超越論的な対象の概念が明らかになるであろう。それは第一版のカテゴリーの演繹論での議論と異なっているのである。

II

「統覚それと共に思惟は、表象のあらゆる可能な限定された順序に先行する。……われわれは或るもの一般を思惟し、そしてそれを一面において感性的に規定するが、しかしなお一般的で抽象的に表象された対象を、それを直観する仕方から区別する。」(A 289, B 345-346) ここに感性から独立した或るものが、悟性の固有の対象として思惟される可能性が開かれる。

「われわれがある対象を直観する様式を、その対象の性質それ自身から区別し、現象としてのそれら対象を感性体(フェノメノン)と名づける場合には、次のようなことがすでにわれわれの考え方の中に存している。すなわちわれわれはこれらの対象を、その性質それ自体において直観しないとはいえ、その性質それ自体から見て、それら対象をあの感性体*に*いわば対立せしめるか、あるいはまた、われわれの感官の客観とは決してならない他の可能な諸物を、単に悟性によって思惟される対象として感性体*に*いわば対立させるかして、それらを悟性体(ヌーメノン)名づけるということが出来る。」(B 306)

超越論的对象がもはや直観されない対象として、われわれの直観様式との関連なしにでも悟性によって「ひとつの物」(B 307)として思惟されるなら、それはヌーメノンとして思惟されうるのであり、われわれに不可能な知性的直観において与えられるような対象を「積極的な意味でのヌーメノン」とするなら、超越論的对象は「消極的な意味でのヌーメノン」(B 307)

として思惟されうる。第一版のカテゴリーの演繹論では感性的な与件から決して切り離されないといわれた超越論的对象が、ここではそれから切り離され、純粹悟性の固有の対象として問題にされているのである。ヌーメノンとして思惟された超越論的对象は可能とも不可能ともいえないような或るものという「蓋然的概念」であるが、しかし「決して感官の対象としてではなく、むしろ物それ自体として(もっぱら純粹悟性によって)思惟されるべきひとつの物という概念」(A 254, B 310)である。感性的な直観が決して達し得ないこの残余物としてのヌーメノンは、感性的直観を物それ自体にまで拡張しないように、「感性の越権を制限するための限界概念」(A 255, B 310-311)として使用される。

ところでこうした限界概念としての超越論的对象は第一版ではパラロギスムスにおいて述べられる。

「経験の野において現れる課題においては、われわれはかの外的な現象を対象それ自体として取り扱い、それらの可能性(現象としての)の第一の根拠に心を労することはない、しかし、われわれが経験の限界を超えようとするときには、超越論的对象の概念は必然的となる。」(A 393)

第一版では経験の限界を超えた課題に関わる弁証論で限界概念としての超越論的对象が語られており、それは現象の根拠あるいは原因として述べられている。つまり経験の外部との関係で認識の限界が語られているのである。これは実際には第二版と同じ消極的な意味でのノウメノンとしての対象と考えられる。第一版で語られた〈統覚の統一の相関者〉としての超越論的な対象に関する記述は第二版で消えていくが、消極的な意味でのノウメノンとみなされる超越論的な対象に関する記述は第二版でもそのまま残されていく。たとえば両版の中間で書かれた『プロレゴメナ』では、すでにその傾向が現れている。

「実際われわれが感官の諸対象を、正当にも、単なる現象とみなすなら、そのことによって同時に、物それ自体が現象の根底に存することを認めることになろう。むろんわれわれは物それ自身がどのような性質であるかは知らない。知っているのは単に、その現象、すなわち、われわれの感官がこの未知なる或るものによって触発される仕方だけである。悟性は現象を承認することによってまさに物それ自体

の現存在をも認容する。」(Bd. IV, S. 314-315)

現象の根底にある自体的なものの存在を語ることはカントの一貫した態度であるが、その或ものを現象としてとらえるか、あるいは物自体としてとらえるかというかたちでも議論される。この場合に第一版ではこの或ものが〈統覚の統一の相関者〉として語られる場合と事柄的には消極的な意味でのノウメノンとして語られる場合があって、前者の観点のみが第二版での改訂の対象にされている。たとえば感性論でも次のような場面で述べられるものは第二版でも残されているのである。

「われわれがこの経験的なもの一般をとりあげ、それとすべての人間的感官との一致に注意することなく、この経験的なもの一般が対象自体を……表象するかどうかを問うなら、表象と対象との関係についてのその問いは超越論的である。そうしてこの雨滴が単なる表象であるのみならず雨滴の丸い形態、いやさらに雨滴がそのうちで落下する空間も、なんらそれ自体で存在するものでなくむしろわれわれの感性的直観の単なる変様あるいはその根本形状である。しかし超越論的な客観はわれわれに知られないままである。」(A 45-46, B 63)。

これはカントが天気雨の例を取り、虹を経験的な意味の現象、雨を対象自体と区別した後、さらに超越論的な対象概念について語ろうとするものである。ここでは経験的な意味での対象自体が超越論的な意味で現象とみなされ、感官を通して与えられた経験的なものが一般に対象自体を表象するかどうか問われるのである。そして経験的な対象自体の本質構造をなす空間は単なるわれわれの感性的直観の形式であり、超越論的対象はわれわれに知られないままであるといわれる。空間は或もの一般と感官の関係を表象するが、物自体には及ばないという感性の越権を制限する場面との関係で超越論的対象が述べられているのである。こうした場面では、「現象は常に二つの側面を持つ。一面では客観がそれ自身で考察され（この場合は客観を直観する形式が度外視され、それゆえに客観の性質はあくまで問題として残る）、他面では、この対象を直観する形式が目される。この形式は対象それ自身のうちではなく、その対象がそれに対して現象するような主観のうちに求められなければならないのである」(A 38, B 55)といわれる場合に明らかなように、

対象としての或ものを現象としてか、あるいは対象自体としてか考察されていく場面で、対象自体としてその性質が問題にされる或ものが超越論的な対象として語られているのであり、物自体、つまり経験の外部の対象として語られている。しかし統覚の統一の相関者としての超越論的対象は、経験の外部の対象としてその認識が問題にされることはないのである。それはむしろ次のような超越論的な問と関わっていたのである。

「われわれはもちろん、それを意識している限り、すべてのものを、しかも各表象ですら客観と名づけることができる。しかし、現象が（表象として）諸客観である限りでなく、単に一つの客観を示す限りにおいて、現象に際して、この客観という言葉が何を意味すべきであるかは、一層深い研究を要する。現象が単に表象としてのみ同時に意識の対象である限り、現象は覚知から、すなわち構想力の総合のうちへ取り入れることからまったく区別されない。……たとえ現象が物それ自体でないにしろ、やはりわれわれの認識に与えられうる唯一のものであるから、この多様なものの表象は覚知においていつも継時的であるにもかかわらず、わたしは現象自身における多様に対し、時間においてどのような結合が帰せられるかを示さなければならない。それでたとえば、わたしの前に立っている家という現象における多様なものの覚知は継時的である。そこでこの家自身の多様がそれ自身において継時的であるかどうかという問題が生じる。もちろん誰もこのことを肯定しないであろう。しかし今わたしが、わたしの対象の概念を超越論的な意味にまで高めるや否や、その家はいかなる物それ自体でもなく、むしろ、単にひとつの現象、すなわち、その超越論的対象が知られていない表象に過ぎないものとなる。それでは、現象自身（現象はしかしそれ自身においては何ものでもない）における多様なものはどのように結合されているであろうか？という問いをわたしはどのように解しているであろうか。ここでは、継時的な覚知のうちに存するものは表象とみなされるが、しかし、わたしに与えられている現象は、この諸表象の総括以上の何ものでもないにもかかわらず、表象の対象とみなされ、この対象とわたしが覚知の表象から引き出すわたしの概念とが合致すべきであるとされる。ただちにわかることは、認識と客観との一致が真理であるから、ここでは経験的真理

の形式的な諸制約のみが問われているのである。だから、覚知の表象と対立関係にある現象が、覚知の諸表象から区別された表象の対象として表象されるのは、その現象をあらゆる他の覚知から区別し、多様なものの結合のある様式を必然的ならしめているひとつの規則にその現象が従うときにおいてのみである。現象において覚知のこのような必然的規則の制約を含むところのものが客観である。」(A 190-191, B 235-236)

家の覚知において家の表象が次々と継時的に意識されるからといって、われわれは家そのものが継時的であるとは考えない。われわれは家という概念に対応する或ものを知覚するとき、われわれは継起という表象を家の覚知にとって必然的なものとして表象しないのである。もちろんここでは家が生起するものかどうかという実際の判定が問題なのではない。ここでの問題は、現象の多様なものを統覚の統一にしたがって経験(経験の対象)として読む悟性の思惟作用(客観定立作用)とそれをア・プリアリに制約している規則、つまり「経験的真理の形式的諸制約」である。カントの演繹論の議論はこのような形式的な諸制約を析出しようとするものであり、現象が対象(超越論的对象)に関係付けられ思惟されることは、結局表象の結合によって諸表象に与えられることになる「新しい性質」、つまり「このころの状態の規定としての表象に固有な主観的意義」以上の「客観的意義」(A 197, B 242)の獲得の問題として考察される。そうすると超越論的对象は高々すべての現象の関係点として、同じくすべての表象の関係点としての統覚の統一の相関者として使用されるのみの抽象的、一般的な対象となる。それはハルトマンの指摘した同一性原理を語るために導入されたに過ぎないもので、物自体を意味しないのである。第二版でこうした対象の叙述が削除されたのはカントの超越論的对象に関する叙述の一貫性から見ると評価される。またカントは弁証論で「この超越論的客観[受容性としての感性に対応する或るもの]に対して、われわれの可能な知覚の全範囲と全連関を帰属せ

しめることができるし、超越論的客観がすべての経験に先立ってそれ自体で与えられているということが出来る」(A 494, B 522-523)と語るが、単なる関係点ではなく、経験の外部のそれ自体としての対象の存在が語られることによって、可能的経験の全体がまた理念として語りうることになる。しかしこの自体的なものが常に物自体としてしか語れないかどうかは別の問題である。経験の可能性の制約を析出しつつあの同一性の原理を示すという経験の内側からする認識の限界設定の試みからすれば、むしろこうした対象を絶対の地としての世界地平と解釈するほうが妥当のように思う。ただしその場合には弁証論で語られる超越論的問題についてはカントとは別様の仕方で語らなくてはならなくなる可能性が出てくるであろう。

付記

『純粹理性批判』については慣例に従い、第一版をA、第二版をBと略してその原版の頁を示すことにする。また、カントのその他の著作からの引用はアカデミー版(Kants Gesammelte Schriften, Akademie Ausgabe)によった。アカデミー版からの引用については、その巻数と頁数のみを以て示すことにする。

注

- 1) A 92, B 125; B 72.
- 2) A 92, B 124-125.
- 3) Prauss, G.: Erscheinung bei Kant. Eine Problem der "Kritik der reinen Vernunft", Berlin 1971. S. 13.
- 4) Kaulbach, F.: Philosophie als Wissenschaft. Eine Anleitung zum Studium von Kants Kritik der reinen Vernunft in Vorlesungen. Hildesheim, 1981. S. 84 f.
- 5) A 250-251.
- 6) Hartmann, N.: Diesseits von Idealismus und Realismus. Kantstudien Bd. 29, 1924. S. 193.
- 7) Bd. IV, S. 296-297.
- 8) Cf. Paton, H. J.: Kant's Metaphysics of Experience. Vol 1, London 1963, p. 423 f.
Wolff, R. P.: Kant's Theory of Mental Activity. London 1963, p. 313 f.
- 9) A 253.
- 10) 香川 豊:「超越論的对象について」-甲南女子大学人間科学年報 第22号 1977.